第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画案の修正について

頁	項目	旧(平成23年2月3日 当部会提出時)	新	修正理由
表紙		「循環のまち・ふくおか基本計画」 (福岡市一般廃棄物処理基本計画)	第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画 (新「循環のまち・ふくおか基本計画」)	表紙については、法定計画上 の名称を最初に記載し、その下 に愛称を記載するもの。
P1	1 (3) 計画のねらい	(3) 計画の改定 循環型社会形成のさらなる推進に向けては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興の視点など、新たな視点も加味して取り組むとともに、重点分野として、家庭ごみでは、2R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用))に重点をおいた3Rを推進するための意識と行動を高める啓発、事業系ごみでは、資源化の余地があるごみの減量・資源化の取組みを推進するため、第4次計画を策定するものである。	(3) 改定のねらい 第4次計画においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たなごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向け、重点施策として、家庭ごみでは、2R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用))に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発、事業系ごみでは、資源化の余地があるごみの減量・資源化を推進する。 さらに、ごみ減量・リサイクルの推進に向けた新たな仕組みを検討するとともに、ごみ量や資源化の状況を踏まえた必要な見直しなどによる計画的な施設整備を行う。	本計画について,行政が何を 目的として改定するのかを明確に市民・事業者に伝えるよう に修正するもの。
P4	図表 5	100,000 118,540 22,368 23,707 97,647 95,274 97,516 92,056 中間目標 22年度 (2010) 22,5 25 44 91,79 54,196 55,242 21.1 21.4 22.0 22.0 (後) 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0	100,000 20,778 22,368 22.0 22.5 25% 20.0 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0 (%) 20.0	パブリック・コメントの結果を踏まえて修正するもの。
P9 P12	4 (2). (3) 4つの柱	(<4つの柱の連携イメージ>は記載なし)	(1) 市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進	「行政の基盤整備」や「市民・事業者の取組み」など4つの柱の繋がりが分かるように修正するもの。

1

頁	項目 旧(平成23年2月3日 当部会提出時)		新	修正理由	
P9	4 つの柱	4つの柱 3 R の	4つの柱 3 Rの (1) 市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進 (2) 3 Rの基盤整備 (3) 経済的手法の活用 (4) 人づくり 各施策の実施	P12 における 4 つの柱のイメージに合わせて, P9 の図表8における 4 つの柱の部分もイメージと同様に修正するもの。	
P10	ごみのリサイクル 率	#21 (基準年次) (第1次中間) 年展 H32 H37 (日展年次) 推計人口 145.1万人 148.3万人 149.6万人 149.8万人 ※ 数値は 100 トン未満を四捨五入しただめ、ごみ発生量とその内訳の合計とは一致しない場合がある。 ※1 ごみのリサイクル率:リサイクル量をごみ処理量とリサイクル量の合計で除した割合 ※2 資料編 P35 参照	#21 (養準年次) (第1次中間) 年度 H32 (第2次中間) (目標年次) 推計人口 145.1万人 148.3万人 149.6万人 149.8万人 ※ 数値は 100 トン末満を四捨五入したため,ごみ発生量とその内駅の合計とは一致しない場合がある。 ※1 ごみのリサイクル率: リサイクル量をごみ処理量とリサイクル量の合計で除した割合 ※2 第4次計画のごみのリサイクル率:第3次計画で把握していた項目に加え,新たに小規模事業者等の古紙回収量を把握し、追加しただめ,平成 21 年度のリサイクル率が 22.5%から 28.4%となった。	パブリック・コメントの結果を踏まえて修正するもの。	
P12	5 (1) ① リターナブルびん	リ ユ ー ス:繰り返し使うことのできるリターナブルびんの利用, フリーマーケットや3Rステーションなどでの家具や衣類の不用品交換など	リ ユ ー ス:繰り返し使うことのできる <mark>製品</mark> の利用,フリーマーケットや3Rステーションなどでの衣類等の不用品交換など	リターナブルびんの使用量 は減少してきており,利用促進 は現実的ではないため, 詰め替 え製品の使用促進に繋がる内 容に修正するもの。	
P13	5 (2) ① 校区紙リサイクル ステーション		(意見の趣旨で対応するが、改定案の修正は無し。)	144 校区中、未設置校区が50 校区以上ある。市には全校区公民館があることから、関係局にお願いして設置場所を確保し、設置を進めていくべきではないかとの意見あり。	
P14	5 (2) ⑦ 地域循環圏	⑦ 地域循環圏における資源循環 食品廃棄物における九州南部地域も視野に入れたリサイクルルートの構築や、レアメタルにおける国の方針等を見極めた上での広域のリサイクルルートの活用など、地域循環圏の視点から、市域内の既存のリサイクル施設の活用のみならず、市域を越えた広域でのリサイクルルートの構築も推進する。	⑦ 地域循環圏における資源循環 地域循環圏の視点から、市域内の既存のリサイクル施設の活用のみならず、市域を越えた広域でのリサイクルルートを含めた、 <u>廃棄物の種類や資源化の状況を踏まえた適切な圏域</u> での資源循環システムの構築を推進する。また、 <u>地産地消の視点を加味した循環利用の促進を図る。</u>	地域循環圏について,福岡で 出された資源物がリサイクル され,再び福岡に戻ってくる取 組みにつながる内容に修正す るもの。	

頁	項目 旧(平成23年2月3日 当部会提出時)		新	修正理由
P14	5 (3) ①,③	(3) 経済的手法 ① ごみ減量・リサイクル推進に向けた基金 家庭ごみの有料化を契機として創設した「環境市民ファンド」については、選定方法や評価など、運用のあり方を見直す。 また、事業系ごみの資源化によるごみ減量の取組みを推進するため、事業者間の連携に向けた情報ネットワークの構築や事業系ごみの資源化に係る実証研究・事業化の取組みなどを市が支援するための基金制度を創設する。 ② 家庭ごみ有料制と報奨制度 (省 略) ③ 事業系ごみの処理手数料制度 事業系ごみの処理手数料については、中小零細事業者の負担軽減や許可業者の効率的・計画的な処理の観点から設けている減免制度の段階的な廃止など、排出者の自己処理責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみ減量・リサイクルへの誘導を図るため、事業系ごみ資源化促進施策の一環としての見直しを行う。	(3) 経済的手法の活用 ① ごみ減量・リサイクル推進に向けた基金 家庭ごみの有料化を契機として創設した「環境市民ファンド」については、選定方法や評価など、運用のあり方を見直す。 また、「事業系ごみ資源化推進ファンド」を活用し、事業者間の連携に向けた資源化情報ネットワークの構築や排出事業者の資源化への取組み、事業系ごみの資源化に係る実証研究・事業化の取組みを支援することにより、事業系ごみの資源化によるごみ減量の取組みを推進する。 ② 家庭ごみ有料制と報奨制度 (省 略) ③ 事業系ごみの処理手数料制度 事業系ごみの処理手数料については、中小零細事業者の負担軽減や許可業者の効率的・計画的な処理の観点から設けている減免制度の段階的な廃止など必要な見直しを行い、排出者の自己処理責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみ減量・リサイクルへの誘導を図る。	手数料条例改正、ファンド条例制定に伴い,正式名称を記載する等の修正をするもの。
P14	5 (4) ② 表彰 - 認定制度	② 表彰制度	② 表彰・認定制度 個人や事業者などでの優秀な取組みについて、福岡市環境行動賞において表彰を 行いその浸透を図るとともに、優良な資源化事業者の認定制度などにより、3Rの 取組みの拡大を図る。	資源化事業者の認定制度の 創設を踏まえ、適切な表現に修 正するもの。
P14	5 (4) ③ ごみの分別等に関 する啓発・指導	③ 分別ルールの遵守・徹底 ごみの排出に当たっては、家庭における生ごみの水切りや不用品の再利用などを 心掛け、古紙、古布、リターナブルびん、食品トレイなどの資源物はできるだけ資源回収に出すよう、分別の取組みを促進する。また、事業所における分別の徹底による資源化の取組みを促進する。	③ ごみの分別等に関する啓発・指導 各家庭に対しては、古紙など資源物の地域集団回収や回収拠点等の活用を促すと ともに、ごみを定期収集に出す際には、生ごみの水切りや適正な分別・排出を徹底 する等の啓発に努める。また、事業所に対しては、資源化・適正処理に向けた指導 や支援を行う。	市民・事業者にわかりやすい適切な表現に修正するもの。

頁	項目	旧(平成23年2月3日 当部会提出時)	新	修正理由
P15	6 ごみの分別収集と	6 ごみとして分別収集するものの種類と区分は、次のとおりである。 (表省略) ごみとして分別収集する区分については、コストと環境負荷の観点を含め、再生技術の確立、再生品の需要や市場性、資源物回収ルートや施設の整備状況、減量効果の程度などを総合的に勘案して決定しているところであり、当分の間、家庭ごみについては、4分別とし、事業系ごみについては、2分別とする。 今後、新たな分別収集の対象の検討に当たっては、課題や効果などを総合的観点から判断する。	(1) ごみの分別収集は、コストと環境負荷の観点を含め、再生技術の確立、再生品の需要や市場性、資産物回収ルートや施設の整備状況、減量効果の程度などを総合的に勘案して決定しているところであり、当分の間、次のとおり、家庭こめについては4分別とし、事業系ごみについては2分別とする。 対 別	定期収集以外の拠点回収がなされていることを明示するもの。また、パブリック・コメントの結果を踏まえて修正するもの。
P16	(2) ① イ 焼却処理	イ 焼却処理 廃棄物処理法に基づき、環境保全に合致する処理を行うため、再生処理できるもの以外の燃えるごみについては焼却を基本とする。 また、廃棄物発電の高効率化を図り、より効果的な熱回収を進める。	イ 焼却処理 廃棄物処理法に基づき、環境保全に合致する処理を行うため、再生処理できるもの以外の燃えるごみについては焼却を基本とする。 また、再生可能エネルギーの一つとして、既に取り組んでいる廃棄物発電については、さらに高効率化を図り、より効果的にエネルギー資源としての熱回収を進めて行く。	東日本大震災を契機として,地 域特性に合わせた,再生可能エネ ルギーの普及促進を更に進める 必要が増してきているため,文言 を追加するもの。

頁	項目	旧(平成23年2月3日 当部会提出時)	新	修正理由
p18	9 (1) ① 収集運搬における検討	1) 収集運搬における検討 ① 高齢者,障がい者の居宅からのごみ・資源物の持ち出し・収集サービス	(1) 収集運搬における検討 ① 高齢者、障がい者の居宅からのごみ・資源物の持ち出し・収集システム	「ごみ・資源物の持ち出し・ 収集サービス」と明記している のを,他の検討項目の表現に合 わせて,「ごみ・資源物の持ち 出し・収集システム」に修正す るもの。
P19	2 進行管理 見える化	2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況等の公表 計画の推進に当たっては、数値目標と取組指標により進行管理を行い、平成27年度及び平成32年度の中間目標年次においては、PDCAサイクルを踏まえ計画・施策の進捗状況の把握や検証・見直しを行う。また、市民に対し、本市が取り組む各種施策について積極的にPRするとともに、進捗状況について定期的に公表するなど、「見える化」を進め、市民の意識向上とごみ減量・リサイクルの行動を促進する。	2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況等の公表 計画の実施に当たっては、具体的な行動プランに基づき取り組むとともに、数値目標と取組指標により進行管理を行う。 特に、平成27年度及び平成32年度の中間目標年次においては、PDCAサイクルを踏まえ計画・施策の進捗状況の把握や検証・見直しを行う。また、進捗状況については、数値目標の達成度とあわせて、若年層か高齢者層か、市民か事業者かなど対象者の特性に応じた情報を効果的な手段で提供することにより、市民の意識向上とごみ減量・リサイクルの行動を促進する。	その文言を追加するもの。また、対象者の特性に応じた情報 提供を行うことについて記載
P31	2 (2) ① ア 廃食用油のボック ス回収	年度 27 32 37 (第1次中間目標) (第2次中間目標) (日標年次) 「中民への啓発活動の促進 (強化) 3,800 10,000 15,800 13,600 15,800 13,600 13,600 13,600 10,000 15,800 13,600 13,600 13,600 10,000 15,800 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,600 13,60	(単位:トン)	「廃食用油の回収は、京都では未開封のまま賞味期限が過ぎたものが多く出されているという事例もあるので、ドラム缶を設置するというよりも、未開封のものを回収するというやり方等も考えられるのではないか。前倒しして、できるだけ早期に実施すべき。 廃食用油は平成27年度に数値を入れるべき。」との意見を受けたため、修正するもの。
	2 (2) ① ア 蛍光灯・乾電池の 回収	他都市での蛍光灯のボックス回収(市内家電販売店など223カ所に設置)における回収実績は0.28g/人・日である。 乾電池については他の政令指定都市におけるスーパーなどでのボックス回収実績がないため、ステーション回収を実施している他都市の実績から推計すると0.25g/人・日が回収されていると考えられる。したがって、本市においても蛍光灯を0.28g/人・日、乾電池を0.25g/人・日、合わせて約300トンが回収できると推計した。 0.53g×149万人×365日=約300トン	党ス回収(市内家電販売店など223カ所に設置)における回収実績は0.28g/人・ 政を実施している他都市の実績から推計すると0.25g/人・日が回収されていると考えられる。 現在、蛍光灯は市内12 か所の公共施設で拠点回収を実施しており、平成27年度までに民間事業者と協力していると考えられる。 現在、蛍光灯は市内12 か所の公共施設で拠点回収を実施しており、平成27年度までに民間事業者と協力していると考えられる。 「も蛍光灯を0.28g/人・日、乾電池を0.25g/人・日、合わせて約300トンが回	「蛍光灯,乾電池のボックス回収は,周辺自治体では既にやっており,福岡市の平成27年度の目標が「一」(バー)というのはいかがなものか。 蛍光灯・乾電池は平成27年度に数値を入れるべき。」との意見を受けたため、修正するもの。

頁	項目	旧(平成23年2月3日 当部会提出時)				新
P32	2 (2) ① ア 紙おむつの資源化 促進 4 (1) ごみ減量・リサイ	項 目 〇事業系ごみ減量施策 合 特定事業用建築物への指導 (強) 特定事業用建築物への指導 (強) (川 「平成22年度 事業系一般廃棄物における紙おむつの発生量は約1万を考慮して、その割がリナイクルなお、民間事業者による取組みをを要すると考えられることから、平 10,000トン×90%=約9,000ト	27 (第1次中間目標) 計 13,300 公 2,100 つ 2,100 つ 6 の資源化検討調査委託報告語トンと推計され、実際に紙おされると推計した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。 と対した。	32 (第2次中間目標) 29,950 4,800 	日標) (目標年次) 55,500 7,500 9,000 こよると、平成30年度頃、本市いに取り組んでいる事例の実績能な諸条件が整うまでには時間	(単位:トン)
P37	クルへの関心 4 (6) 家庭ごみの容積	F=	18 年度 19 年度 86.0% 89.7% みの可燃ごみ袋の販う 18 年度 19 年	91.5%	21年度 90.9% (単位:万次) 21年度 7 259,638	18 年度